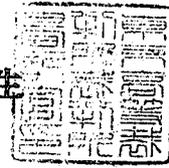


これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 中川 弥生



令和4年(け)第5号

決 定

申 立 人 今 井 豊

上記の者からの付審判請求棄却決定に対する抗告申立て事件について、令和4年2月1日東京高等裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から異議の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを棄却する。

理 由

本件異議申立ての趣意は、申立人作成名義の令和4年2月3日付け「異議申立書兼趣意書A5」と題する書面に記載されたとおりであるが、要するに、申立人による付審判請求棄却決定に対する抗告を棄却した原決定はその判断を誤ったものであるから、原決定を取り消し、さらに相当の裁判を求める、というものと解される。

一件記録によれば、申立人がした菅家忠行を被疑者とする付審判請求事件について、令和3年10月7日前橋地方裁判所が請求棄却決定をしたこと、これに対して申立人が抗告を申し立て、令和4年2月1日東京高等裁判所が抗告棄却決定をしたこと、これに対し、申立人が、刑訴法428条2項に基づいて本件異議を申し立てたことが認められるところ、高等裁判所が抗告審としてした決定に対しては刑訴法427条により抗告することができないから、これに対して異議を申し立てることも許されないというべきである。

よって、本件異議の申立ては不適法であるから、同法428条3項、426条1項により棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和4年2月9日

東京高等裁判所第11刑事部

裁判長裁判官

三 浦

透



裁判官

佐々木 直

人



裁判官

河 畑

勇

